

京都市告示第 97 号

介護保険法（以下「法」という。）第42条の2第1項及び法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から、法第78条の5第2項及び法第115条の15第2項の規定に基づき、当該指定に係る事業所の廃止について、次のとおり届出がありました。

平成23年4月28日

京都市長 門川 大作

1 届出者の名称

社会福祉法人南丹市社会福祉協議会（会長 田中 博）

2 届出者の主たる事務所の所在地

京都府南丹市八木町刑部片山20番地7

3 廃止する事業所の名称

認知症対応型通所介護事業所やぎ詩の郷

（介護保険事業所番号2673400046）

4 廃止する事業所の所在地

京都府南丹市八木町刑部片山20番地7

5 廃止年月日

平成23年5月1日

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）